

議案参考資料

令和7年12月 定例会

(目次)

- 大村市企業版ふるさと納税基金の概要（第107号議案関係） (1)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正概要
(第108号議案関係) (2)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(新旧対照表)
(第1条関係) (第108号議案関係) (4)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(新旧対照表)
(第2条関係) (第108号議案関係) (6)
- 大村市職員の旅費に関する条例等の改正概要 (第109号議案関係) (7)
- 大村市職員の旅費に関する条例 (新旧対照表) (第1条関係) (第109号
議案関係) (9)
- 大村市消防団員給与条例 (新旧対照表) (第2条関係) (第109号議案関
係) (28)
- 大村市実費弁償条例 (新旧対照表) (第3条関係) (第109号議案関係) (29)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(新旧対照表)
(第4条関係) (第109号議案関係) (30)
- 大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (新旧対照表) (第
5条関係) (第109号議案関係) (31)
- 大村市福祉医療費の支給に関する条例の改正概要 (第110号議案関係) (32)
- 大村市福祉医療費の支給に関する条例 (新旧対照表) (第110号議案関係) (33)
- 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正
概要 (第111号議案関係) (34)
- 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (新旧対
照表) (第1条関係) (第111号議案関係) (35)
- 大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例 (新旧対照表) (第2条関係) (第111号議案関係) (36)
- 大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(新旧対照表) (第3条関係) (第111号議案関係) (37)

- 大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第4条関係）（第111号議案関係）……………（38）
- 大村市自然共生型アウトドアパーク条例の改正概要（第112号議案関係）（39）
- 大村市自然共生型アウトドアパーク配置図（第112号議案関係）……………（40）
- 大村市自然共生型アウトドアパーク条例（新旧対照表）（第112号議案関係）（41）
- 大村市総合運動公園平面図（第113号議案関係）……………（42）
- 大村市体育施設条例（新旧対照表）（第113号議案関係）……………（43）
- 第6次大村市総合計画基本計画（第114号議案関係）……………（別冊）
- 焼却灰運搬車（リース車）の水没事故について（第115号議案関係）……（44）
- 電気料金等の支払遅延について（報告第28号関係）……………（46）
- 大村市環境センターにおける自動車損傷事故について（報告第29号関係）（48）

大村市企業版ふるさと納税基金の概要（第107号議案関係）

1 設置の目的

企業版ふるさと納税における寄附金については、寄附のあった年度において、本市のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費に充当しているが、翌年度以降の事業の経費に充当することが困難なことから、寄附金を柔軟に活用するため、基金を設置する。

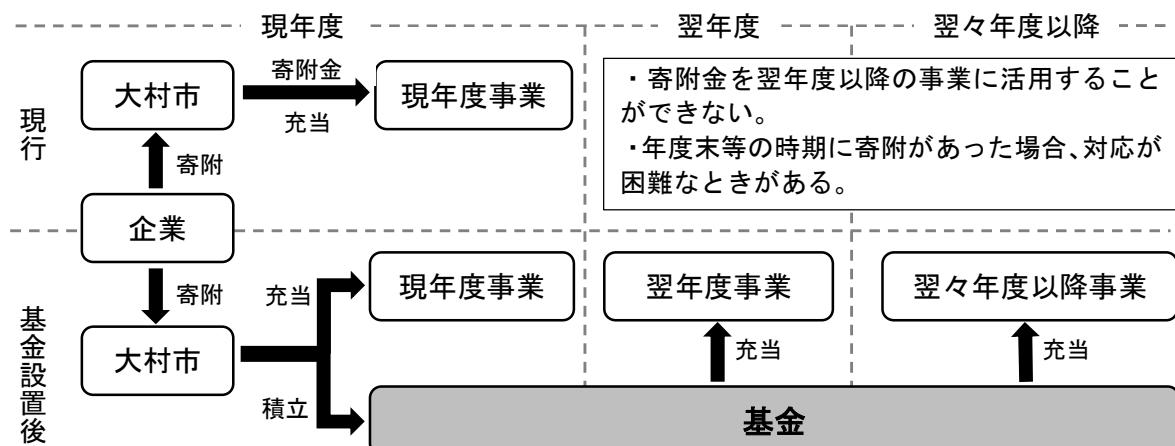
2 企業版ふるさと納税の制度概要

国の認定を受けた本市の地域再生計画に位置付けられる地方創生に資する取組に対し、市外の企業が寄附を行った場合に、法人住民税、法人事業税及び法人税に係る税額控除の優遇措置を受けることができる制度のことをいう。

寄附額		
損金算入 (約3割)	税額控除 (最大6割)	企業負担 (1割)

※ 損金算入及び税額控除による軽減措置（寄附額の最大9割）を受けることができる。

<基金設置後の運用のイメージ>



3 条例の施行期日

公布の日

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正概要(第108号議案関係)

1 改正の理由

以下の理由により、次のとおり改正するものである。

- (1) 物価上昇に伴う賃上げ状況、本市の財政状況等を総合的に勘案し、特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を改定する。
- (2) 農地の転用に係る事務の権限移譲に伴い業務負担が増加することに鑑み、農業委員会会长等の報酬の額を新たな任期から改定する。

2 改正の内容

- (1) 監査委員等の報酬の額を以下のとおり引き上げる。(第1条関係)

職名	支給区分	改正前	改正後	差額
監査委員（識見）	月額	171,000円	184,000円	13,000円
監査委員（議選）	同	56,000円	60,000円	4,000円
教育委員会委員	同	48,000円	51,500円	3,500円
選挙管理委員会委員長	同	37,000円	40,000円	3,000円
選挙管理委員	同	21,500円	23,000円	1,500円
臨時選挙管理委員	日額	5,600円	6,000円	400円
農業委員会会长	月額	43,000円	46,000円	3,000円
農業委員会委員	同	29,000円	31,000円	2,000円
農地利用最適化推進委員	同	29,000円	31,000円	2,000円
公平委員会委員長	日額	8,000円	8,600円	600円
公平委員会委員	同	6,700円	7,200円	500円
固定資産評価審査委員会委員	同	6,700円	7,200円	500円
スポーツ推進委員	年額	36,000円	38,500円	2,500円
介護認定審査会委員	日額	17,000円	18,300円	1,300円
障害支援区分認定審査会委員	同	17,000円	18,300円	1,300円
その他附属機関委員	同	5,600円	6,000円	400円

(2) 農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額を以下のとおり引き上げる。(第2条関係)

職名	支給区分	改正前	改正後	差額
農業委員会会長	月額	46,000円	58,000円	12,000円
農業委員会委員	同	31,000円	35,000円	4,000円
農地利用最適化推進委員	同	31,000円	35,000円	4,000円

3 施行期日

- (1) 令和8年4月1日（上記2の(1)）
- (2) 令和8年7月20日（上記2の(2)）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
監査委員	月額	支給区分	報酬の額
同	184,000円	識見を有する者のうちから選任された者	171,000円
監査委員	月額	支給区分	報酬の額
同	60,000円	識見を有する者のうちから選任された者	56,000円
教育委員会委員	同	教育委員会委員	議見を有する者のうちから選任された者
選舉管理委員会委員長	同	選舉管理委員会委員長	議見を有する者のうちから選任された者
選舉管理委員員長	同	選舉管理委員員長	議見を有する者のうちから選任された者
臨時選舉管理委員員長	同	臨時選舉管理委員員長	議見を有する者のうちから選任された者
農業委員会会長	月額	農業委員会会長	議見を有する者のうちから選任された者
農業委員会委員	月額	農業委員会委員	議見を有する者のうちから選任された者
農業委員会委員	月額	農業委員会委員	議見を有する者のうちから選任された者
農業委員会委員	月額	農業委員会委員	議見を有する者のうちから選任された者
農地利用最適化推進委員	月額	農地利用最適化推進委員	議見を有する者のうちから選任された者
公平委員会委員長	月額	公平委員会委員長	議見を有する者のうちから選任された者
公平委員会委員長	月額	公平委員会委員長	議見を有する者のうちから選任された者
固定資産評価査定員	日額	固定資産評価査定員	議見を有する者のうちから選任された者
スポーツ推進委員員長	年額	スポーツ推進委員員長	議見を有する者のうちから選任された者

改正後	改正前		
	介護認定審査会 委員	日額 18,300円	介護認定審査会 委員
障害支援区分認定審査会委員	同	18,300円	障害支援区分認定審査会委員 同
その他附属機関委員	同	6,000円	その他附属機関 同
			5,600円

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
職名	支給区分	報酬の額	摘要
農業委員会会長 略	基本額 月額 加算額	58,000円 予算の範囲 内で市長が 定める額	46,000円 予算の範囲 内で市長が 定める額
農業委員会委員 略	基本額 月額 加算額	35,000円 予算の範囲 内で市長が 定める額	31,000円 予算の範囲 内で市長が 定める額
農地利用最適化 推進委員 略	基本額 月額 加算額	35,000円 予算の範囲 内で市長が 定める額	31,000円 予算の範囲 内で市長が 定める額

大村市職員の旅費に関する条例等の改正概要（第109号議案関係）

1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、本市の職員等に対して支給する旅費の取扱いについて、国家公務員に準じた見直しを行うため、以下の条例について、次のとおり改正するものである。

※改正する条例

- ①大村市職員の旅費に関する条例（第1条関係）
- ②大村市消防団員給与条例（第2条関係）
- ③大村市実費弁償条例（第3条関係）
- ④特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（第4条関係）
- ⑤大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第5条関係）

2 主な改正の内容

- (1) 旅費の種目及び支給内容の改正（大村市職員の旅費に関する条例第8条から第17条までの規定関係）

実勢価格との乖離を解消し、実態・運用に即した取扱いとするため、旅費の種目及び支給内容を以下のとおり改める。

＜旅費の種目及び支給内容＞

改正前		改正後	
旅費の種目	支給内容	旅費の種目	支給内容
鉄道賃	実費	鉄道賃【①】	実費
船賃	実費	船賃	実費
航空賃	実費	航空賃	実費
車賃	定額（実費）	その他の交通費	実費
日当【②】	定額	－廃止－	
宿泊料	定額	宿泊費【③】	上限付き実費
－		包括宿泊費【④】	実費
－		宿泊手当【⑤】	定額
食卓料	定額	－廃止－	
移転料	実費	転居費	実費
－		着後滞在費	上限付き実費（定額）
扶養親族移転料	実費	家族移転費	上限付き実費（定額）
日額旅費	定額	－廃止－	

①鉄道賃の見直し

これまで鉄道賃の対象は、鉄道の利用に係る運賃のみであったところ、その対象に軌道（路面電車、モノレール等）の利用に係る運賃を追加する。また、特急料金の支給に係る移動距離の制限を廃止し、公務上の必要に応じて支給することを可能とする。

②日当の廃止

昼食代を含む諸雑費・用務地内の交通費に充てるための日当を廃止し、用務地内の交通費の実費を支給することとする。なお、昼食代については、通常の勤務時においても必要となる費用であることから、旅費の支給の対象外とする。

③宿泊費の見直し

これまで用務地ごとに定額の宿泊費を支給していたところ、地域の実情及び旅行者の職務を勘案し、都道府県ごとに宿泊費基準額を定め、その範囲内で宿泊費の実費を支給することとする。

※宿泊費基準額（一部地域の抜粋）

地域	市長等	一般職の職員
北海道	18,000円	13,000円
東京都	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
福岡県	25,000円	18,000円
長崎県	15,000円	11,000円

④包括宿泊費の新設

移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用（ホテルパックに係る費用）に係る旅費の種目として包括宿泊費を新設する。

⑤宿泊手当の新設

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕食・朝食代の掛かり増しを含む。）に係る旅費の種目として宿泊手当を新設する。

(2) 旅費の返納に関する規定の新設（大村市職員の旅費に関する条例第26条関係）

旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合は、当該旅費の返納を求める旨の規定を設ける。また、この場合においては、当該旅行者に対してその後に支出する給与又は旅費の額から、返納すべき額に相当する額を控除することを可能とする旨の規定を設ける。

(3) 所要の条文整理（第1条から第5条までの条例関係）

旅費の取扱いの見直しに伴い、所要の条文整理を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

改正後	改正前
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) 赴任 新たに採用された職員のうち、本市の要請により職員となつたものその他規則で定めるものがその採用に伴う移転のための住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</p> <p>(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となるる地に旅行することをいう。</p> <p>(5) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に持しているものをいう。）</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2)の2 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</p> <p>(3) 扶養親族 職員の配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(4) 略</p>

改正後	改正前
<p>して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを行なう。次条第8項において同じ。)を締結したものを行なうことを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うこととを約する契約をいう。</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年大村市条例第28号)第4条第1項各号に規定する給料表による当該級の職務をいうものとする。</p> <p>3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいうものとする。</p>	<p>して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを行なうことを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うこととを約する契約をいう。</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、当該各号に掲げる者に対する旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号(第2号を除く。)若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかるわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p>

改正後	改正前
4 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。	4 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として出張した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。	5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して出張させる必要がある場合には、旅費を支給する。
6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため、既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。	6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により、出張命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該出張のため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。
7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けた額（概算払を受けることによって同様）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。	7 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けた額（概算払を受けることによって同様）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給する。
8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。	8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に特例として旅費を支給するものとして支払うことができる。

改正後	改正前
<p>(1) • (2) 略</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定に基づき、その変更をすることができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下この条において「旅行命令書等」という。)に規則で定める事項を記載し、当該事項を当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項を記載する時間的余裕がない場合には、この限りでない。</p> <p>5 前項ただし書の規定により、旅行命令書等に同項に定める事項を記載しなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該事項を記載しなければならない。</p>	<p>(1) • (2) 略</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取り消し)を含む。以下同じ。)する必要があると認めた場合には自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定にて旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、出張命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p> <p>5 旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。</p>

改正後	改正前
<p>更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時、間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時、間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(普通旅費の種類)</p> <p>第6条 普通旅費の種類は、鐵道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料とする。</p> <p>2 鐵道賃は、鐵道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</p> <p>5 車賃は、陸路（鐵道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p> <p>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p> <p>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p> <p>(特殊旅費の種類)</p> <p>第6条の2 特殊旅費の種類は、移転料、扶養親族移転料、日額旅費とする。</p> <p>2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について支給する。</p>

改正後	<p>改正前</p> <p>3 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</p> <p>4 日額旅費は、内国旅行のうち第19条の4に規定する旅行について、前条の普通旅費に代えて支給する。</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次条から第17条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p>
	<p>(旅費の種目)</p> <p>第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金</p> <p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 寝台料金</p> <p>(4) 座席指定料金</p> <p>(5) 特別車両料金（市長等に限る。）</p> <p>(6) 前各号に掲げる費用に付隨する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合は、最上級）の運賃の額とする。</p>	<p>(船賃)</p> <p>第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他の規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 寝台料金</p> <p>(3) 座席指定料金</p> <p>(4) 特別船室料金（市長等に限る。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合は、最上級）の運賃の額とする。</p>

改正後	改正前
<p>利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>(3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。</p> <p>（その他の交通費）</p> <p>第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</p> <p>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</p> <p>(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用</p>	

改正後	<p>(宿泊費)</p> <p>第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>改正前</p> <p>(旅費の請求手続き)</p> <p>第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類添え書きを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その旅費が係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることはできない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</p> <p>5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</p> <p>第2章 旅費</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第13条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指</p> <p>(包括宿泊費)</p> <p>第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一體の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、</p>
-----	---

改正後	改正前
<p>航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p> <p>定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</p> <p>(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金</p> <p>ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、これと同一等級の急行料金</p> <p>イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金</p> <p>(4) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前号第3号に規定する急行料金は、次に掲げるとところによる。</p> <p>(1) 特別急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給することができる。</p> <p>(2) 急行料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給することができる。</p>	

改正後	改正前
<p>(宿泊手当)</p> <p>第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</p> <p>2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について規則で定める場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、規則で定める額とする。</p> <p>(船賃)</p> <p>第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、複台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 市長等については、上級の運賃</p> <p>イ 7級以下の職務にあるものについては、中級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(4) 公務上の必要により別に複台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った複台料金</p> <p>(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを行なう航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する複台料金のほか、特別船室料金</p> <p>(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合には、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p> <p>(航空賃)</p> <p>第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</p> <p>(転居費)</p> <p>第15条 転居費は、現に支払った旅客運賃による。</p>	

改正後	改正前
(着後滞在費) 第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の額の合計額に相当する。	(車賃) 第16条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
(家族移転費) 第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。 (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の額の合計額に相当する額 (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後ににおける職員の新居住地）に移転した額 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。	(日当) 第17条 日当の額は、別表の定額による。 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかるらず同項の定額の2分の1に相当する額による。 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

改正後	改正前
<p>(旅費の支給額の上限)</p> <p>第18条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、 第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各項目について第12条、第13条、第15条、第16条及び前条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第19条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出をする者（以下「支出命令者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされた部分の支給又は支払を受け</p>	

改正後	改正前
<p>ることはできない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納せなければならぬ。</p> <p>4 支出命令者は、その支出した概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出する給又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。</p> <p>5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて提出することができる。</p> <p>6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</p> <p>7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(移転料) 第19条の2 移転料の額は、その移転(扶養親族の移転を含む。)に要した運賃の実費額とする。</p>	

改正後	<p>(扶養親族移転料)</p> <p>第19条の3 扶養親族移転料の額は、起任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、起任を命ぜられた日ににおける扶養親族1人ごとにその移転に要する旅費の実費額の合計を支給する。</p>	<p>(日額旅費)</p> <p>第19条の4 日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもつて支給し、その支給を受ける者の範囲及び額は、規則で定める。</p> <p>(市内旅行の旅費)</p> <p>第20条 市内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公務上の必要により特に鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合には、その実費額 (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料 <p>(県内旅行の旅費)</p> <p>第21条 長崎県内の旅行における鉄道賃又は船賃は、第13条及び第14条の規定にかかわらず旅客運賃のみとし、2等(運賃の等級を設けない線路による旅行の場合はその乗車に要する運賃)又は下位の定額とする。ただし、第17条第2項に規定する距離を超えるものの旅行については、この限りでない。</p> <p>(同一地域内旅行の旅費)</p> <p>第22条 本市以外の同一地域における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当</p>
改正前		

改正後	改正前
<p>する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 特に調査等の用務により鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上との旅行を必要と認められた場合には、第13条、第14条、第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。</p> <p>第3章 雜則</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第24条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の規定により旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。</p>	

改正後	<p>改正前</p> <p>第25条 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができます。</p>
	<p>(旅費の特例)</p> <p>第22条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定による旅費の支給ができない場合において、この条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</p> <p>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(遣族等の旅費)</p> <p>第24条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</p>

改正後	改正前																	
(外国旅費) 第25条 略	(外国旅費) 第26条の2 略																	
<p>(旅費の返納)</p> <p>第26条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納せなければならぬ。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</p>	<p>別表(第17条～第19条、第20条関係) 日当、宿泊料及び食事料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 市長等 行政職給 料表</th> <th colspan="2">日当(1日 につき)</th> <th rowspan="2">宿泊料(1 夜につき) 甲地域 乙地域</th> <th rowspan="2">食事料(1 夜につき) 甲地域 乙地域</th> </tr> <tr> <th>3,000円</th> <th>14,800円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4級以上 の職務に ある者 ある者又 は3級の 職務にあ る者で規 則で定め るもの</td> <td>2,600円</td> <td>13,100円</td> <td>11,800円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>3級以下 の職務に ある者</td> <td>2,200円</td> <td>10,900円</td> <td>9,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分 市長等 行政職給 料表	日当(1日 につき)		宿泊料(1 夜につき) 甲地域 乙地域	食事料(1 夜につき) 甲地域 乙地域	3,000円	14,800円	4級以上 の職務に ある者 ある者又 は3級の 職務にあ る者で規 則で定め るもの	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円	3級以下 の職務に ある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
区分 市長等 行政職給 料表	日当(1日 につき)		宿泊料(1 夜につき) 甲地域 乙地域	食事料(1 夜につき) 甲地域 乙地域														
	3,000円	14,800円																
4級以上 の職務に ある者 ある者又 は3級の 職務にあ る者で規 則で定め るもの	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円														
3級以下 の職務に ある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円														

改正後	改正前
	<p>ある者 (3級の 職務にあ る者で規 則で定め るものを 除く。)</p> <p>備考 宿泊料の欄中甲地域とは、東京都(特別区の地域に限る。)、 指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条 の19第1項に規定する指定都市をいう。)その他規則で定め る地域をいい、乙地域とは、甲地域以外の地域をいう。固定宿 泊施設に宿泊しない場合には、乙地域に宿泊したものとみな す。</p>

大村市消防団員給与条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(費用弁償) 第4条の5 略 2 前項の規定により支給する旅費については、一般職の職員の例による。</p>	<p>(費用弁償) 第4条の5 略 2 前項の規定により支給する旅費については、次の各号に定める。 とおりとする。 (1) 団長及び副団長については、行政職7級の職員の例による。 (2) その他の団員については、行政職2級の職員の例による。</p>

大村市実費弁償条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第3条 実費弁償は、次の区分による。</p> <p>(1) 旅費</p> <p>(2) 出頭又は参加のため特に要した費用</p> <p>(実費弁償の支給等)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第3条 実費弁償は、次の区分による。</p> <p>(1) 旅費</p> <p>行政職2級の職員の例による。ただし、本市内居住者にあつては、特別の理由がある場合を除くほか、日当のみとする。</p> <p>(2) 出頭又は参加のため特に要した費用</p> <p>(実費弁償等の支給)</p> <p>第4条 略</p>

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>（費用弁償）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費については、次の各号に定める とおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる職以外の特別職の職員については、一般職の職 員の例による。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費については、次の各号に定める とおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる職以外の特別職の職員については、行政職2級 の職員の例による。</p>

大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（新旧対照表）（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用 弁償)</p> <p>第26条 略 2 パートタイム会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、大村市職員の旅費に関する条例（昭和32年大村市条例第23号）の規定の例による。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用 弁償)</p> <p>第26条 略 2 パートタイム会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、大村市職員の旅費に関する条例（昭和32年大村市条例第23号）の規定の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表における2級の職務に相当するものとする。</p>

大村市福祉医療費の支給に関する条例の改正概要（第110号議案関係）

1 改正の理由

子どもに係る福祉医療費の現物給付方式による支給の対象者の範囲を拡大するため、次のとおり改正するものである。

2 改正の内容

子どもに係る福祉医療費の現物給付方式による支給の対象者を以下のとおり改める。
(第6条関係)

改正前	改正後
満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	子ども

※子ども…満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

3 施行期日

令和8年4月1日

大村市福祉医療費の支給に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(支給の方法)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前2項の規定にかかわらず、市長は、対象者（子どもに限る。）が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給資格者等は、受給資格者等が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、福祉医療費として当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、対象者（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に限る。）が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給資格者等が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、福祉医療費として当該受給資格者等に対し支給すべき額の限度において、当該受給資格者等に代わり、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(支給の方法)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前2項の規定にかかわらず、市長は、対象者（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に限る。）が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給資格者等が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、福祉医療費として当該受給資格者等に対し支給すべき額の限度において、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、対象者（子どもに限る。）が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給資格者等は、受給資格者等が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、福祉医療費として当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。</p> <p>4 略</p>

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正概要（第111号議案関係）

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等の改正に伴い、以下の条例について、次のとおり改正するものである。

※改正する条例

- ①大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条関係）
- ②大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第2条関係）
- ③大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）
- ④大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第4条関係）

2 改正の内容

- (1) 利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合の追加（①の条例第17条関係）

家庭的保育事業者等が行う利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合に、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査が行われた場合を追加する。

＜改正前＞

行わないことができる場合	行わないことができる健康診断
児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断



＜改正後＞

行わないことができる場合	行わないことができる健康診断
児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査が行われた場合	<ul style="list-style-type: none">・利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断・定期の健康診断・臨時の健康診断

- (2) 所要の条文整理（第1条から第4条までの条例関係）

3 施行期日

公布の日

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健診(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健診をいう。同表において同じ。)以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健診の全部又は一部に相当すると認められると認められるとときは、利用開始時の健診の全部又は一部を行わないことがある。この場合における乳幼児の全部又は一部を行わないと認められる場合は、同欄に掲げる健診の全部又は一部を行わないと認められる場合は、同欄に掲げる健診の結果を把握しなければならない。</p> <p>この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健診の結果を把握しなければならない。</p> <p>児童相談所等における乳幼児又は利用乳幼児に対する利用開始時の利用開始前の健康診断</p> <p>乳幼児に対する健康診査</p> <p>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断又は臨時の健康診断</p> <p>3・4 略</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないと認められる。この場合における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を行わなければならぬ。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7号。以下この号及び次号並びに第25条）において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を行わなければならぬ。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7号。以下この号及び次号並びに第25条）において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する特定教育・保育給付認定子どもに掲げる行為その他の行為をしてはならない。</p>

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(暫待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他の当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(暫待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

大村市自然共生型アウトドアパーク条例の改正概要（第112号議案関係）

1 改正の理由

大村市自然共生型アウトドアパークのアウトドア施設としてジップトリップコースを設置するとともに、その利用料金の上限額を定めるため、次のとおり改正するものである。

2 改正の内容

ジップトリップコースの位置及び利用料金の上限額を以下のとおり定める。

(1) 位置 大村市東野岳町1097番地1

(2) 利用料金の上限額

区分	単位	金額
ジップトリップコース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円

※ 利用料金の額は、表に定める額を超えない範囲において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

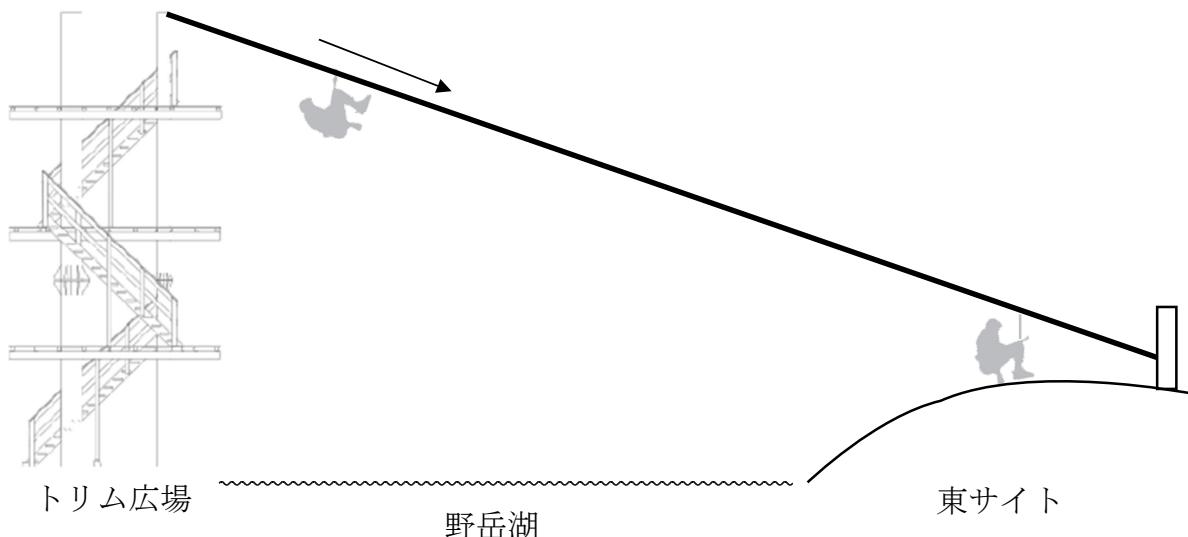
＜ジップトリップコースの概要＞

スタートデッキ（高さ約10メートル）から野岳湖を横断するジップラインを滑り降りるアトラクションを楽しむことができるコース。トリム広場にあるスタートデッキを開始地点とし、東サイトに到着後、東サイトに設置されたスタートデッキまで移動し、その後再びトリム広場まで戻る。

※ 往路：トリム広場発～東サイト着 全長約250m

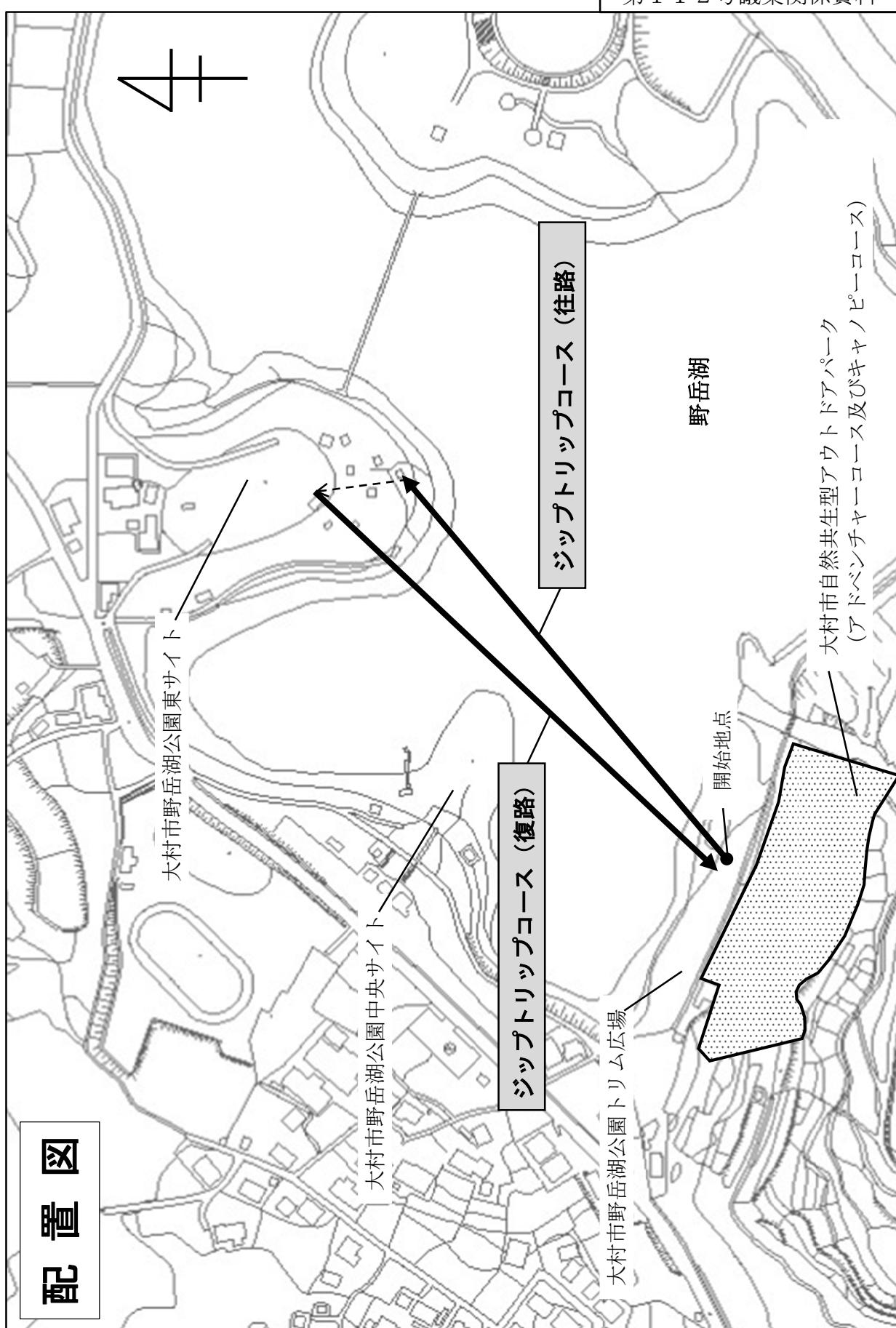
復路：東サイト発～トリム広場着 全長約295m

（往路イメージ図）



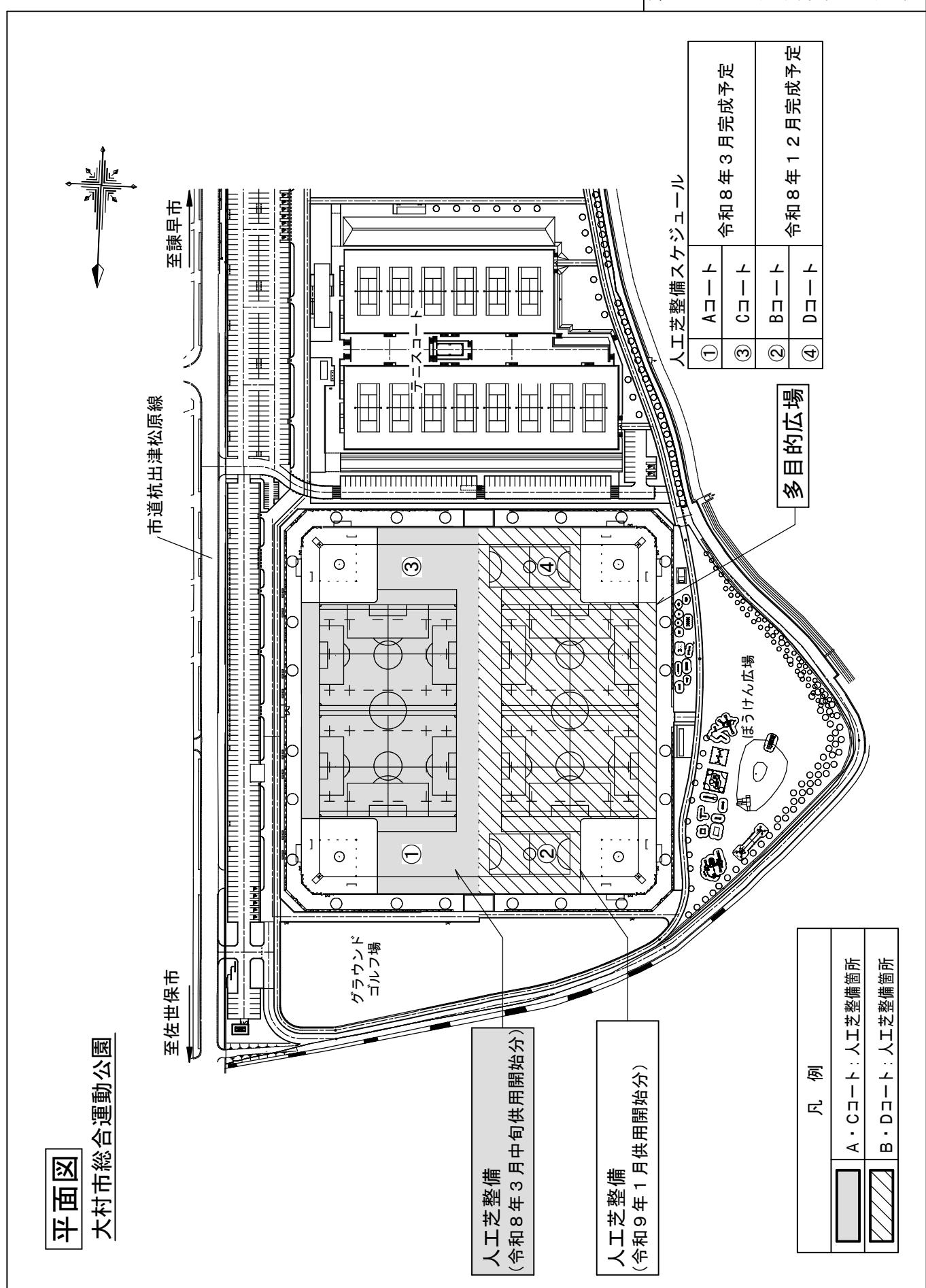
3 施行期日

公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日



大村市自然共生型アウトドアパーク条例（新旧対照表）

改正後	改正前																								
<p>(名称及び位置) 第2条 略 3 ジップトリップコースの位置は、大村市東野岳町1097番地1とす。</p> <p>別表（第2条、第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アウトドア施設</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>キヤノビース（用具の利用を含む。）</td> <td>1回につき</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ジップトリップコース（用具の利用を含む。）</td> <td>1回につき</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table>	アウトドア施設	区分	単位	金額	略	キヤノビース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円		ジップトリップコース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円	<p>(名称及び位置) 第2条 略 2</p> <p>別表（第2条、第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アウトドア施設</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>キヤノビース（用具の利用を含む。）</td> <td>1回につき</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ジップトリップコース（用具の利用を含む。）</td> <td>1回につき</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table>	アウトドア施設	区分	単位	金額	略	キヤノビース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円		ジップトリップコース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円
アウトドア施設	区分	単位	金額																						
略	キヤノビース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円																						
	ジップトリップコース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円																						
アウトドア施設	区分	単位	金額																						
略	キヤノビース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円																						
	ジップトリップコース（用具の利用を含む。）	1回につき	3,500円																						



大村市体育施設条例（新旧対照表）

改正後	改正前																					
<p>別表第2 (第9条関係)</p> <p>1～5 略</p> <p>6 大村市総合運動公園の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設使用料</th> <th>附属設備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1コート30分につき 500円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	施設名	施設使用料	附属設備使用料	多目的広場	1コート30分につき 500円	略	略			<p>別表第2 (第9条関係)</p> <p>1～5 略</p> <p>6 大村市総合運動公園の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設使用料</th> <th>施設使用料</th> <th>附属設備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1コート30分につき 300円</td> <td>1コート30分につき 300円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	施設名	施設使用料	施設使用料	附属設備使用料	多目的広場	1コート30分につき 300円	1コート30分につき 300円	略	略			
施設名	施設使用料	附属設備使用料																				
多目的広場	1コート30分につき 500円	略																				
略																						
施設名	施設使用料	施設使用料	附属設備使用料																			
多目的広場	1コート30分につき 300円	1コート30分につき 300円	略																			
略																						

焼却灰運搬車（リース車）の水没事故について（第115号議案関係）

1 経緯

令和7年8月7日午後1時頃、本市市民環境部会計年度任用職員が、大村市一般廃棄物最終処分場において、当日の大雨により生じた当該処分場のくぼ地の水たまりに██████████（以下「相手方」という。）からリースした焼却灰運搬車を進入させたところ、当該車両のエンジン及び下部部品を損壊させた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該会計年度任用職員が自己判断により行動したこと及び環境センターとして当該処分場の状況を把握していなかったことによるものである。

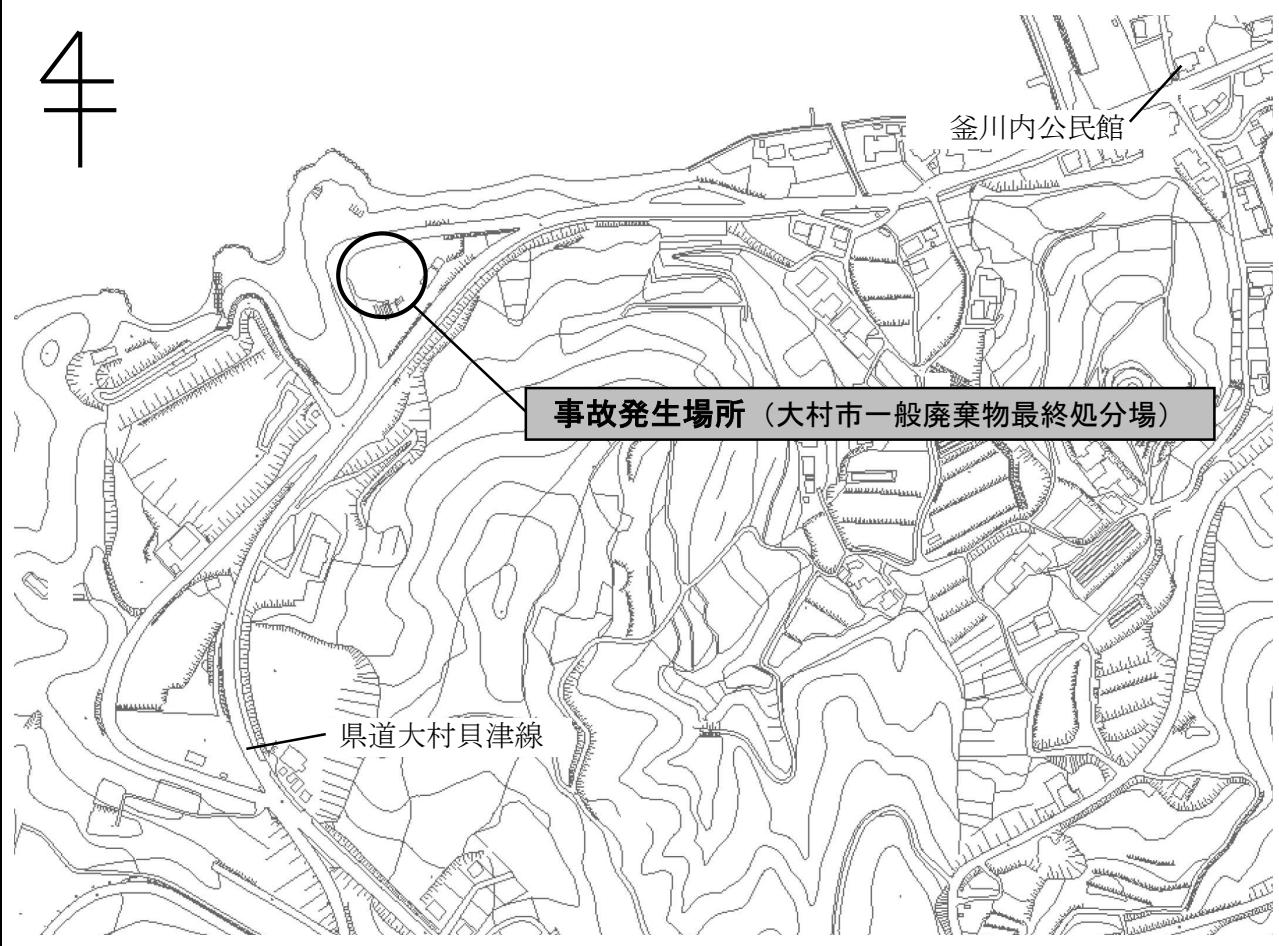
当該会計年度任用職員には、不測の事態が発生した場合は報告を行い、適切な対応を行うよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

なお、当該処分場のくぼ地については、整地を行った。

3 示談内容

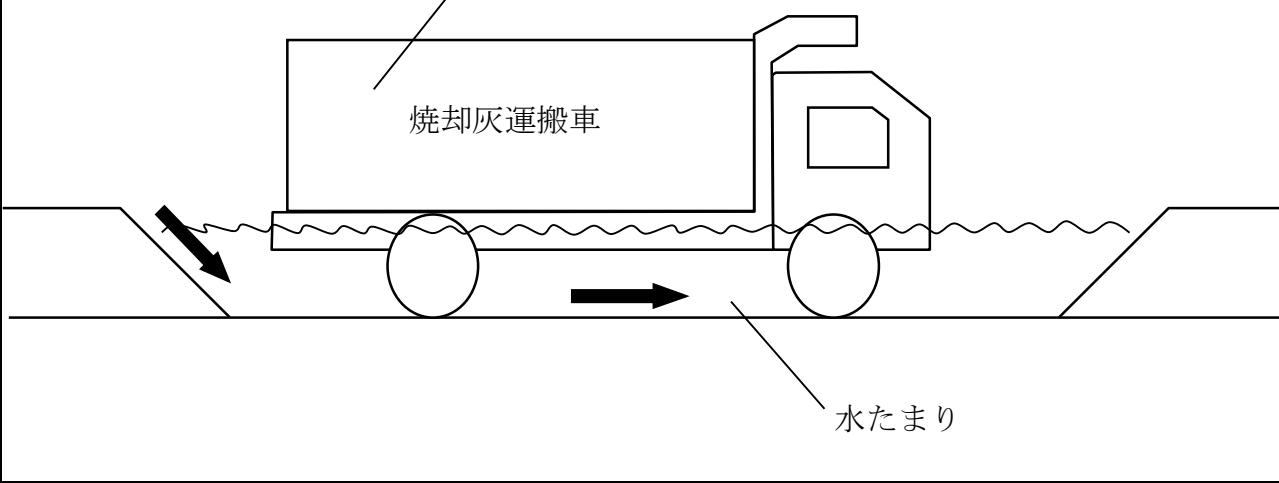
大村市は、相手方に対し、車両の補償費等の全額4,672,115円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

4



詳細図

くぼ地の水たまりに進入させたところ、
エンジン及び下部部品を損壊させた



電気料金等の支払遅延について（報告第28号関係）

1 遅延損害金及び延滞金を議決事件として取り扱う理由

支払遅延により支払義務が生じる遅延損害金及び延滞金については、個別の契約書や補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に規定する利率により自動的に算定され、裁量の余地がないことから、これまで損害賠償の額を定める事案として整理していなかった。

しかしながら、他の地方自治体において遅延損害金及び延滞金を議決事件として取り扱う事例があることから、総務省自治財政局等に対し、議決事件として取り扱うべきか問い合わせたところ、遅延損害金及び延滞金の法的な性格は履行遅延に基づく損害賠償金に該当し、議決事件として取り扱うべきであるとの見解であったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議決事件として取り扱うこととするものである。

2 事案の経緯

(1) 専決第21号関係

都市整備部職員は、令和5年4月末頃に令和5年4月分の電気料金6,526円の請求書（支払期限：令和5年5月8日）を受理したが、明確に支払期限を把握しておらず、他の書類と重ねて保管していた。

出納閉鎖の時期である同月18日、書類の整理を行っている際に支払期限を徒過した請求書を発見し、同月19日に支出したことにより、遅延損害金19円が発生した。

(2) 専決第22号関係

福祉保健部職員は、令和5年11月10日に令和5年10月分の郵便料金871,738円の請求書（支払期限：令和5年11月30日）を受理したが、その請求書を通知書と誤認し、保管していた。

同年12月7日、書類の整理を行っている際に支払期限を徒過した請求書を発見し、同月11日に支出したことにより、遅延損害金3,463円が発生した。

(3) 専決第23号関係

福祉保健部職員は、令和7年4月30日に令和5年度障害児通所給付費の県

負担金の返還金を支出し、その際、国への返還も完了したと思い込んでいた。

同年6月3日、令和6年度決算に向けての準備作業を行っている際に、支払期限を超過した国への返還金8,598,402円の請求書（支払期限：令和7年5月31日）を発見し、同年6月5日に支出したことにより、延滞金7,738円が発生した。

3 再発防止策

- (1) 毎月、月末締めの予算執行状況の確認を徹底する。特に出納整理期間においては、極めて慎重に確認を行うものとする。
- (2) 支出処理について支払期限の有無にかかわらず、関係書類受領後、速やかに支出処理を行うことを徹底するものとする。
- (3) 事務処理における各種申請の提出期限や支払期限など期限の定めがあるものは、電子スケジュール内に登録し、適切な事務処理を徹底するものとする。

大村市環境センターにおける自動車損傷事故について（報告第29号関係）

1 経緯

令和7年10月15日午後1時30分頃、大村市環境センターにおいて、本市市民環境部会計年度任用職員が、[REDACTED]（以下「相手方」という。）所有の普通自動車（以下「相手方車」という。）のバックドアから搬入ごみ（木材）を降ろす作業を手伝った際、当該搬入ごみを相手方車の後部バンパーに接触させ、当該後部バンパーを損傷させた。

2 事故の原因及び処理

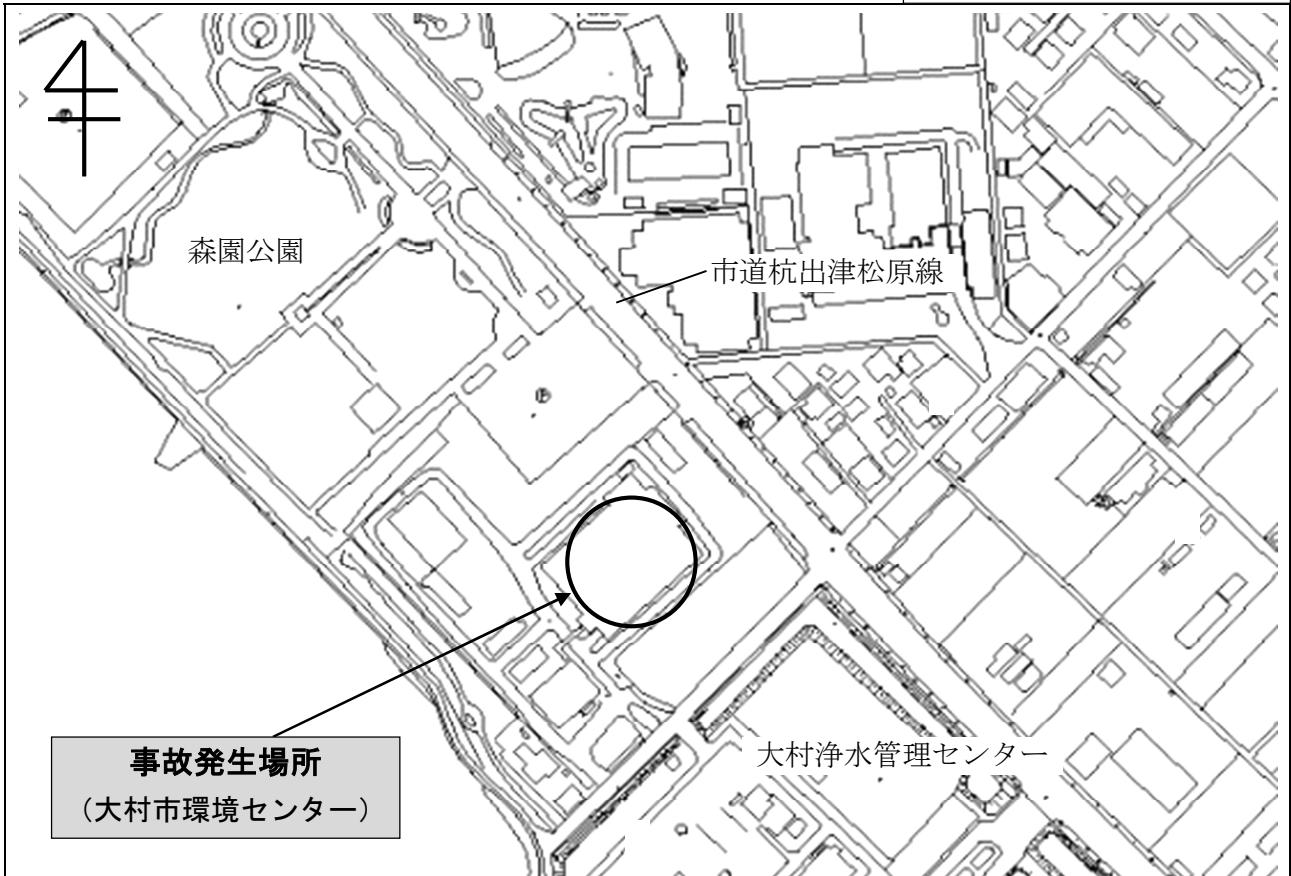
事故の原因は、当該会計年度任用職員が当該搬入ごみを降ろす際に十分に注意をしていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該会計年度任用職員には、今後は、搬入ごみの積込み状況について十分に確認を行うよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額41,415円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

相手方車のバックドアから木材を降ろす作業を手伝った際、後部バンパーを損傷させた

